

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年12月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500270号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500123号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年3月1日から同年2月16日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和43年2月16日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年2月16日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年2月16日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B事業所における資格取得年月日は昭和43年3月1日となっているが、同年2月16日に同社C支店から同社B事業所に異動したため、同社B事業所における資格取得年月日を同年2月16日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る准社員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者資格喪失確認通知書及び同社の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し(昭和43年2月16日に同社C支店から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における昭和43年3月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年2月16日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和43年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500317号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500124号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成19年7月13日は24万2,000円、同年12月14日は24万6,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社に勤務していた請求期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した平成19年分年間賃金台帳(簡易)及び請求者が提出した預金取引明細表から、請求者は請求期間①において24万2,000円及び請求期間②において24万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500301号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500054号

第1 結論

昭和57年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から同年7月まで

私は、勤務していた会社を退職後の昭和57年1月頃にA市役所B支所で、国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳を受け取った。請求期間の国民年金保険料については、妻が、C市D区役所が発行した国民年金保険料納付書兼領収書により、昭和57年11月18日にE銀行(現在は、F銀行)G支店で納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、保険料を納付したとする妻は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、国民年金保険料納付書兼領収書、国民年金受入済通知書及び国民年金原符を提出しているが、i) それら資料にはE銀行G支店の「出納済」印の上に「消」印が押されていること、ii) 実際に保険料を納付した場合、国民年金受入済通知書及び国民年金原符は金融機関等が国庫金の歳入手続に使用するものであり、請求者の手元には残らないものであること、iii) F銀行G支店は、それら資料に押印された出納済印及び消印について、どのような経緯で押印されたか不明であるが、消印が押されていることは、保険料が収納されていないことを示していると証言していることから、それら資料は、請求者の妻が当該期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは認められない。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれたとする妻の国民年金手帳記号番号は、請求者と連番で払い出されていることが確認できるが、その妻も請求者と同様に

当該期間の国民年金保険料は未納となっている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500319号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500122号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月1日から平成8年2月26日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が11万円となっているところ、これは社会保険事務所(当時)から報酬を少なかったことにするように言われて届け出たことによるものであり、実際の報酬は80万円ぐらいだったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成8年2月26日)の後の平成8年3月1日付けで、平成6年10月及び平成7年10月の定時決定を取り消した上で、平成6年3月1日に遡って減額訂正されているとともに、上記登記簿謄本により確認できる他の取締役についても請求者と同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間当時、A社において業績悪化による社会保険料の滞納があったことを認めており、同社の複数の従業員からも同様の回答が得られるところ、請求者は、未納となっていた社会保険料を解消するために、社会保険事務所と相談の上で、請求期間に係る報酬月額を減額する届出について自身で行ったことを認めており、他の従業員も同様に陳述していることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意し、関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意及び関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の

訂正を認めることはできない。